埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

永禄六年の『補略』について：戦国期の所謂「公家大名(在国公家領主)」に関する記載を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): Tosa-Ichijou-shi, Anegakouji-shi, Kitabatake-shi, Namioka-shi, Bunin 作成者: 赤坂, 恒明 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/537

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

永禄六年の『補略』について

―戦国期の所謂「公家大名（在国公家領主）」に関する記載を中心に―

赤坂恒明

はじめに

現在、国立歴史民俗博物館に所蔵されている、廣橋家旧蔵記録文書典籍類に、『補畧　永禄六年』という外題を持つ巻子本がある（資料番号 H-63-555。以下、永禄六年の『補略』と称す）。本史料は、永禄六年（一五六三）における公家の名簿であり、夙に湯川敏治氏によって紹介され、[*1] 学界の知る所となっているのみならず、インターネット上で画像が公開されており、[*3] 容易に閲覧することができる。しかし、管見の限り、その記載内容を検討した研究は、未だに現れていないようである。

本稿では、この『補略』について、まず錯簡を訂正して本文を確定する。次に、本史料における、所謂「公家大名（在国公家領主）」として知られる諸家、即ち、土佐の一条家とそれに仕えた公家衆、飛騨の姉小路家、伊勢の北畠家とその一族に関する記載を取り上げ、これらの諸家に関する新知見を明らかにしたい。

一　永禄六年の『補略』における錯簡の訂正と翻刻

『補略』と称される史料については、室町時代の『補略』に関する斎木一馬氏、湯川敏治氏、上嶋康裕氏による研究[*4]と、江戸時代の『補略』に関する武部敏夫氏による紹介がある。[*5] まず、書名について、武部氏は「補略という名称は本来通称の類いであり、必ずしも正式の、確立した書名ではなかったものかと察せられる」と述べているが、これは室町時代の『補略』についても該当すると考えられる。なぜなら、『言継卿記』天文十四年二月廿九日条に「柳原防州へ明後日下向云々。『堂上略要』所望之由被申候間、令書寫遣之」、同三月二日条に「柳原被申『補歴』直改了。夜に入出來了」、同三日条に「柳原へ『補歴』改遣之持向了。……八時分、被立防州へ下向」とある『堂上略要』と『補歴』（『補略』に同じ）は同一のものと考えられるからである。

但し、永禄六年の『補略』は、江戸時代の『補略』とは、記載内容の点で若干相違がある。[*6] 即ち、中納言以上については出家者をも掲載し、また、堂上（公卿と殿上人）のみならず地下（じげ）をも載

（四三）

せている。

形態的には、江戸時代の『補略』が折本であるのに対し、永禄六年の『補略』は、湯山敏治氏が指摘しているように、「もとは袋綴本であったのが巻子に仕立てなおされ」ており、折本ではない。尤も、寸法が小さく（縦12.90cm）、原形の袋綴本であれば、略式公家名簿の掌中本として使用者の座右に置かれて実用的に使用されたと考えられ、その点で、江戸時代の『補略』と用途は同様であった[*7]と思われる。

さて、現状では巻子本である永禄六年の『補略』の各紙には、糸でかがるための綴穴があいている。言うまでもなく、丁（ちょう）の表は右に、裏は左に、穴があく。各紙の綴穴を見れば、本史料に錯簡があることが明らかである。例えば、第七、八紙は、いずれも右に穴があるので、原形では、どちらも丁の表であったはずである。従って、第七紙の次に第八紙が配されるのは適切でない。おそらく、袋綴の折り目が破れて裂け、部分的に丁の表と裏とが分離してしまったため、このような錯簡が生じたのであろう。そこで、次に、本史料の錯簡の訂正を試みたい。

本史料は、現在の巻子本では、公卿（第1～5紙。五十名）、殿上人（第6～13紙。八十七名）、地下（第14紙。十二名）の順序で排列されている。公卿の部分については問題がない。しかし、第13紙に記載されている各人（十四名）は、いずれも殿上人ではなく地下である。よって、第13紙は「地下」の標記がある第14紙の後に配されるべきである。

第6～12紙の殿上人の部分を見ると、第11紙は、殿上人の末席たる六位蔵人が記載され、かつ、余白があるので、当然、殿上人の部分の末尾に置かれるべきである。殿上人の部分の冒頭である第6紙（左に綴穴があるので丁の裏）には七人目の白川兼親に「従四位下」と、第7紙（丁の表）には八人目の甘露寺経元に「正五位上」、十人目の下冷泉俊右に「正五位下」と、第10紙（左に綴穴。丁の裏）には三人目の浪岡国永に「従五位上」と、第12紙（右に綴穴。丁の表）には五人目の持明院基弘に「従五位下」と、それぞれ尻付に記される。位階の高下から、配列は、第6、7、10、12、11紙の順となると考えられる。第8紙（丁の表）と第9紙（左に綴穴。丁の裏）の各人には位階が記されていないが、『歴名土代』（りゃくみょうどだい）・『公卿補任』・『諸家伝』から、永禄六年当時の彼らの位階は従五位下であることが確認される[*8]ので、両紙とも、第12紙の次、第11紙の前に配されるべきである。各紙における綴穴の位置を考慮して、丁の表と裏がそれぞれ隣り合うように注意すると、順序は、6＝裏、7＝表、10＝裏、12＝表、9＝裏、8＝表、11＝裏、となる。

よって、本史料は、本来、公卿（第1～5紙）、殿上人（第6、7、10、12、9、8、11紙）、地下（第14、13紙）の順であったと推定される。

この復元案を確認するため私は平成二十三年五月十七日、歴史民俗博物館にて本史料の「熟覧」を行い、各紙の虫損、汚れの位置・状態を観察した。その結果、形態面からも推定に問題がないことが確認された。

ここに、原形を復元した本史料の**翻刻**を掲出する。

（四四）

翻刻　※各人冒頭の算用数字は、整理のために加えた。

【題箋】

補畧　永禄六年

【第1紙】

公卿　永禄六　正

1 近衛殿 **大閤** 稙家公　准三后　前關白　前太政大臣　従一位

2 九條殿 **入道前關白** 稙道公　法名行空　前内大臣

3 二條殿 **前關白** 晴良公　前左大臣

4 近衛殿 **關白** 前久公　前左大臣　氏長者　本晴嗣　次前嗣

5 西園寺 **左大臣** 公朝公

6 菊亭　又今出川 **入道前左大臣** 公彦公　法名龍空

7 花山院 **右大臣** 家輔公　正二位

8 三條西 **入道前右大臣** 公條公　法名仍覚

9 万里小路 **入道前内大臣** 秀房公　法名等貴

10 廣橋 **入道内大臣** 兼秀公　法名鈞寂

【第2紙】

11 正親町三條 **三條入道前内大臣** 公兄公　法名紹空

12 正親町 **一位入道** 實胤卿　法名圓空　前權大納言

13 柳原 **日野一位** 資定卿　前權大納言　敷奏

14 **勸修寺一位** 尹豊卿　前權大納言　敷奏　賀茂傳奏　武家傳奏

15 **飛鳥井一位** 雅綱卿　前權大納言

16 高倉 **大納言入道** 永家卿　法名常昭　正二位

17 西 **三條大納言** 實澄卿　敷奏　本一世

18 久我 **右大將入道** 晴通卿　法名宗元　權大納言

19 **日野大納言** 光康卿　敷奏

20 **中山大納言** 孝親卿　敷奏　神宮傳奏

21 **四辻大納言** 季遠卿

【第3紙】

22 **万里小路大納言** 惟房卿　敷奏

23 **中院大納言** 通爲卿

24 **廣橋大納言** 國光卿　敷奏　武家傳奏

25 菊亭　今出川 **左大將** 晴季卿　權大納言

26 久我 **右大將** 通興卿　權大納言　従二位

27 德大寺 **新大納言** 公維卿

28 山科 **帥中納言** 言継卿　正二位

29 五條 **兵部卿** 為康卿　帝侍讀　前權中納言　氏長■【者】

30 上冷泉 **民部卿** 為益卿　前權中納言

31 高辻 **式部大輔** 長雅卿　帝侍讀　前權中納言

32 **飛鳥井中納言** 雅教卿　従二位

【第4紙】

33 **勸修寺中納言** 晴秀卿　敷奏

34 庭田 **源中納言** 重保卿

35 **北畠中納言** 具教卿

36 **滋野井前中納言** 公古卿

37 北畠 **中納言入道** 晴具卿　法名天祐　従三位

38 **中御門中納言** 宣綱卿

39 正親町三條 **新中納言** 實福卿

40 九條殿 **中納言中將** 兼孝卿

41 **一條中納言中將** 内基卿

42 **水無瀬前宰相** 親氏卿　従二位

43 葉室 **左大辨宰相** 頼房卿　従三位

【第5紙】

44 高倉 **新宰相** 永相卿

45 **竹内三位** 季治卿　正三位

46 **右兵衛督入道** 親世卿　法名　従三位

47 一條殿　土州 **三位少將** 兼定卿

48 西洞院 **左兵衛督** 時當卿　本一秀

49 **四條三位** 隆益卿

50 **室町殿** 義一朝臣　征夷大將軍　參議　左中將　従四位下

【第6紙】

殿上人 童形人為知次第書加之也

51 柳原 **淳光朝臣** 蔵人頭　右大辨　氏院別當　正四位上　本將一

52 万里小路 **輔房朝臣** 蔵人頭　左中辨　禁色

53 四辻 公遠朝臣　左中將　正四位下
54 勧修寺町 顕量朝臣　前右兵衛督　従四位上
55 三條 實教朝臣　左中將　禁色
56 山科 言經朝臣　内蔵頭　右少將
57 白川 兼親朝臣　左中將　従四位下　本孝顕
58 園 基國朝臣　左中將
59 持明院 基連朝臣　前右中將　勅勘
60 鎌倉 晴氏朝臣　前左兵衛督
61 波岡 具永朝臣　前彈正大弼

【第7紙】

62 北畠弟 具忠朝臣　左中將
63 北畠 木造 具政朝臣　左中將
64 小嶋 時親朝臣　左中將
65 中御門松木 宗房朝臣　左中將　禁色
66 庭田 重通朝臣　右少將　本ー頼
67 正親町 實彦朝臣　右少將
68 五辻 為仲朝臣　左衛門佐
69 甘露寺 經元　蔵人右中辨　正五位上
70 勧修寺 晴豊　蔵人右少辨
71 冷泉下 俊右　左少將　本為能　正五位下
72 烏丸 光宣　權左少辨
73 飛鳥井 雅敦　左少將

【第10紙】

74 中山 親綱　左少將
75 日野 輝資　侍従
76 波岡 國永　左少將　従五位上
77 大河内庶子 房成　左少將
78 木幡 雅賢　左少將
79 勧修寺町 經冨　右馬権頭
80 ■【土州】一條殿庶子 教行　大蔵大輔
81 同【土州／一條殿庶子】 兼頼
82 小嶋 雅秀　右少將
83 藤方 教賢　侍従
84 平松 資澄　左少將

【第12紙】

85 薄 以継　左兵衛佐
86 大炊御門 經頼　童形
87 中院 通勝　童形
88 廣橋 兼勝　侍従　禁色
89 持明院 基弘　前左衛門佐　従五位下
90 北畠庶子 國忠　侍従
91 小嶋弟 時忠
92 北畠庶子 親安
93 飛鳥井 雅量　侍従
94 町 顕秀
95 園 基定　侍従

【第9紙】

96 持明院 基豊　前左衛門佐
97 町 経光
98 土 中御門 為叙
99 同【土】 白川 冨親
100 同【土】 町 顕古
101 同【土】 一條殿庶子 兼朝

同【土】
102 冬頼 治部少甫
同【土】
103 中御門 經弘 宮内少甫
104 同【土／中御門】 經守
105 水無瀬 親具 童形
106 上冷泉 為任 童形

【第8紙】

107 木造庶子 政能 侍従
108 越坂 具成 侍従
109 姉小路 済堯 侍従
110 同【姉小路】 時基
111 北畠 具房 左少將 伊勢國司
112 高倉 範將 童形
113 正親町三條 公仲 童形
114 坊城【東坊城】 盛長 少納言 文章博士 侍従 本為治
115 中御門 宣教 右少辨 元菅原雅長
116 季長 少納言 侍従 大内記云々 非儒任此 元藤原宣將 官先代 未聞事也
117 西園寺 實益

118 雅英 侍従

【第11紙】

119 高倉 永孝
120 冨小路 藤原種直 蔵人中務大丞 左近將監 正六位上
121 竹内 源長治 蔵人左將監
122 清原國賢 蔵人大炊頭 主水正 左將監
123 高辻 菅原貞長 進士

【第14紙】

124 勘解由小路二位 在冨卿 正二位 昇殿
125 祭主二位 朝忠卿 神祇大副 従二位
126 土御門二位 有春卿 昇殿
127 清三位 良雄卿 元業賢 正三位 昇殿
128 吉田 右兵衛督 兼右卿 神祇權大副 昇殿
129 俊定朝臣 前大弼
130 友栄朝臣
131 半井 明名朝臣 治部卿 施薬院使 昇殿
132 頼景朝臣 典薬頭 侍醫 昇殿
133 枝賢朝臣 少納言 侍従 昇殿
134 長基朝臣 左京權大夫
135 吉田 兼高朝臣 神祇權大副

【第13紙】

136 師廉朝臣 局務 助教 大外記 掃部頭 造酒正
137 北小路 俊直朝臣 大膳大夫

138 土御門 有脩朝臣 左京大夫 陰陽頭
139 定誠朝臣 従四位上
140 季治朝臣 前修理大夫
141 盛時朝臣 前刑部大甫
142 高衡朝臣
143 周可朝臣 従四位上【下歟】
144 清種 中務權少甫 正五位下
145 森 基時 兵部權少甫
146 吉田 兼和 神祇少副 侍従 昇殿
147 康忠 神祇權大副
148 朝芳 官務 左京大夫 主殿頭
149 兼興 平野預 神祇權少副 従五位■【上】

【第15紙】（白紙）

【注】

2 「植道」。「植通」とあるべきもの。
9 「等貴」。『公卿補任』天文廿年「等祇」。
12 「圓空」。『公卿補任』天文十年「空圓」。
29 ■。「者」字の上半の残画あり。
68 「左衛門佐」。より正確には左衛門權佐。
80 ■。「州」字の下半と思われる残画あり。「土州」とあるべきものであろう。
81 「同」。80を受け、「土州」と「一條殿庶子」の両方を兼ねていると考えられる。
96 「前左衛門佐」。『歴名土代』従五位下によると、基豊は、天文十一年二月五日叙爵、六日左兵衛佐。よって「衛門」は「兵衛」とあるべきものか。
98 「土」。「土州」のことであろう。99～103の「同」も「土」で、いずれも土佐在国を意味していると考えられる。
104 「同」。103を受け、「土」と「中御門」の両方を兼ねていると考えられる。
143 「従四位上」。139に「従四位上」とあるので、これは従四位下とあるべきものであろう。なお、『歴名土代』からは、周可が従四位上に叙された年月日は明らかにされない。
149 「■」。破損。『歴名土代』によると、兼興は、天文二十二年（一五五三）七月四日に従五位上、元亀元年（一五七〇）九月十七日に正五位下に叙されたので、永禄六年（一五六三）には従五位上であった。よって、この破損部は「上」と復元される。

（四七）

本史料に記載されている人数は、公卿五十名、殿上人七十三名、地下二十六人の計百四十九名である。また、本史料の内容の構成をまとめたものを、**表一**に示す。本史料に掲げられた各人の叙位年月日を『歴名土代』等より確認すると、二人のみ例外があるもの[*9]の、基本的に位階ごと叙位年月日順に並べられていることが知られる。

本史料は、巻頭（第1紙／第1丁表）に「永禄六　正」と記されている[*10]ことから、永禄六年正月における堂上（公卿と殿上人）と「地下」が網羅的に挙げられていると考えられる。『公卿補任』からは、現任の公卿の成員を知ることはできるものの、彼らの身分が堂上であるか否かまでは判然とせず、殿上人については、ほとんどわからない。また、四位・五位の叙位が記録されている『歴名土代』からも、記載される各人の身分はわからず、また、彼らの卒年が記される事例が少ないので、ある特定の年における殿上人の成員を知ることは不可能である。よって、本『補略』における殿上人に関するまとまった記載は、他に類例のない貴重な情報であると認められよう。

但し、「地下」の部分については情報が不完全であると考えられる。即ち、「地下」の従五位上として猪熊兼興のみが挙げられているに過ぎないのは、明らかに不自然である。現在、本史料の末尾には白紙の第15紙が配されているが、それは巻子本に改装された際に添えられたものであろう。本来は第8丁以降に従五位上・下の「地下」に関する記載が続いていたが、それらは失われたものと推測される。従って、残念ながら、永禄六年における「地下」については、その全体像はわからない。

表一　廣橋家旧蔵記録文書典籍類 H-63-555『補略　永禄六年』の構成

（復元）	（現況）	（身分）	（官位）
第1丁表	第1紙	公卿	1～4 関白 5～6 左大臣 7～8 右大臣 9～10 内大臣
第1丁裏	第2紙	公卿	11～12 内大臣 21 大納言
第2丁表	第3紙	公卿	22～27 大納言 28～32 中納言
第2丁裏	第4紙	公卿	33～41 中納言 42～43 参議（従二位、従三位）
第3丁表	第5紙	公卿	44～45 参議（従三位） 49 非参議（正三位、従三位） 50 参議（従四位下）
第3丁裏	第6紙	殿上人	51～52 正四位上 53 正四位下 54～56 従四位上 57～61 従四位下
第4丁表	第7紙	殿上人	62～68 従四位下 69～70 正五位上 71～73 正五位下
第4丁裏	第10紙	殿上人	74～75 正五位下 76～84 従五位上
第5丁表	第12紙	殿上人	85～88 従五位上 89～95 従五位下
第5丁裏	第9紙	殿上人	96～106 従五位下
第6丁表	第8紙	殿上人	107～118 従五位下
第6丁裏	第11紙	殿上人	119～122 従五位下 120～122 六位蔵人 123 進士
第7丁表	第14紙	地下	124 正二位 125～126 従二位 127～128 正三位 129～135 [正四位下]
第7丁裏	第13紙	地下	136～138 [正四位下] 139～142 従四位上 143～144～148 従四位下 149 正五位下 従五位[上]

しかし、この『補略』が戦国時代の堂上公家の構成を知る上で極めて重要な基礎史料であることに変わりはない。

二　永禄六年の『補略』における記載内容の検討

次に、永禄六年の『補略』における記載内容の特徴について、検討したい。

既述のように、本史料の第1紙（第1丁表）に「永禄六　正」とあるが、具体的には、永禄六年正月の何日の時点における位階・官職が、本史料に反映されているのであろうか。

本『補略』における殿上人、従四位下の67正親町実彦と68五辻為仲、正五位下の74中山親綱と75日野輝資、従五位下の119高倉永孝は、いずれも永禄六年正月五日にそれぞれの位階に叙されている（『歴名土代』、『公卿補任』）。一方、殿上人、正五位上の69甘露寺経元は、永禄六年正月二十五日に正五位上から従四位下に叙されている（『歴名土代』、『公卿補任』）が、この叙位は本『補略』に反映されていない。従って、本『補略』の位階は、永禄六年正月叙位の時点におけるものであると考えられる。[11]

ところで、59持明院基連の尻付には「勅勘」と記されている。永禄六年正月に勅勘の身であった者としては、彼以外にも31高辻長雅と114東坊城盛長がいた。[12] しかし、本史料には彼ら二人に対し「勅勘」と記されていない。ここから、本史料に書かれていないという理由を以て、それが無かったとする根拠には必ずしもならないことが確認される。本史料を扱う際に注意すべき点である。

さて、本史料における「公卿」の部分を『公卿補任』永禄六年の記載と比較してみると、『公卿補任』に非参議の公卿として見える勘解由小路在富、藤波朝忠、土御門有春、清原良雄、吉田兼右は、本『補略』では「公卿」でなく「地下」の部分に掲載されているが、[13] 社家出身の大中臣師重と祝友世は、本『補略』に記載そのものがない。江戸時代の『補略』にも、堂上にあらざる社家出身の公卿は載せられていないので、本史料の疎漏ではなく、史料的性格に因るものであろう。また、『公卿補任』に参議として記載される持明院基孝（正三位）と姉小路嗣頼（従三位）の両名が、本『補略』には見えない。飛騨の一国人の出身にして姉小路家の家督を獲得した三木良頼あらため姉小路嗣頼が本史料に記されていないのは、成り上りの田舎者として無視された可能性もありそうではあるが、持明院基孝については全く理由が不明である。共に、単なる脱落に過ぎないと解釈すべきであろう。

また、本史料を『歴名土代』と比較してみると、殿上人、従五位下の90国忠（北畠庶子）と102町冬頼の名が『歴名土代』に見えない。但し、本『補略』では、基本的に各人は位階ごとに叙位年月日順に並べられているので、叙位年月日から人物比定を行うことも可能である。本『補略』において国忠の前に配される89持明院基弘が叙爵された永正十一年七月十四日と、後に配される91時忠（小嶋弟）が叙爵された大永五年二月九日の間に叙爵された人物を検討してみると、『歴名土代』において、永正十六年五月二十一日に叙爵し、同年六月三十日に侍従に任じられた源国成なる人物を見出すことができる。氏が同じ（北畠家は源氏）で諱が似ているのみならず、侍従に任じられたという点でも国忠と合致する。よって国忠は、源国成と同一人であると推定される。一方、町冬頼の前後に配される101兼朝（一条殿庶子）と103中御門経弘は、

共に天文二十年九月三日の叙爵である。『歴名土代』によると、まさにその同じ日に、「顕基卿孫」即ち町家の藤冬顕が叙爵されている。この冬顕は、町冬頼と同一人であろう。尤も、これら人名の相違が、改名と誤写のいずれに因るかについては、俄には判断し難い。

また、『歴名土代』には叙位の重複など、稀にではあるが記載に混乱がある場合があるが、これを本『補略』から訂正することも可能である。即ち、殿上人、従五位下の92親安（北畠庶子）は、『歴名土代』によると、大永六年二月二十九日に叙爵、同四年四月二日に従五位上に叙されたとされ、年代的な混乱があるように見える。しかし、本『補略』に親安の位階は従五位下とあるので、彼は少なくとも永禄六年より以前には従五位上に叙されていなかった。また、殿上人、従五位下の95園基定は、『歴名土代』によると天文五年四月四日に、従五位下と従五位上にそれぞれ叙されたとあるが、本『補略』から、従五位上への叙位は誤りであることが判明する。このように、本『補略』から、『歴名土代』など他史料の記載における誤りをも訂正することができる。

ところで、本『補略』の記載の中でも特に注目されるのは、50室町殿の足利将軍義輝、60「鎌倉」殿の古河公方晴氏が、それぞれ堂上の公卿、殿上人と位置付けられていることである。殊に、古河公方が堂上であったという事実は、甚だ興味深い。当然、関東公方も堂上であったと考えられるが、周知のように関東公方・古河公方の子弟はしばしば御所号を以て呼称された。御所号は北畠一門においてもしばしばみられるが、それは、彼らの家系が京都の朝廷で堂上貴族として遇せられていたことと関係があると推測できるのではなかろうか。

また、「殿上人」の部分において、所謂「公家大名（在国公家領主）」――土佐の一条家、飛騨の姉小路家、伊勢の北畠家――とその一族、彼らに仕えた公家衆の人数比が高いことが、注目に値

表二　永禄六年の『補略』における、所謂「公家大名」または「在国公家領主」の一族等

| | | |

する。公卿では、五十名のうち、35北畠具教、37北畠晴具、47一条兼定の三名であるが、殿上人では、七十三名のうち約三十名を占め、割合にして実に四割に達する（**表二**）。彼らに関する本史料の記載は、管見の限り今日に至るまで当該分野の研究者には使用されていないようである。そこで次章では、それらの記載について検討を行いたい。

三　永禄六年の『補略』における、「公家大名（在国公家領主）」に関連する記載

1　土佐一条家とその一族、同家に仕えた公家衆

土佐一条家とその周辺については、一連の『土佐国蠹簡集』、『土佐国古文叢』、『南路志』等に示されているように、江戸時代より重厚な研究の蓄積があるが、二十一世紀に入ってから一段と研究が進み、現在、我々は、市村高男編『中世土佐の世界と一条氏』（高志書院、二〇一〇年八月）に収められた各論考と、それらに引用・紹介された先行研究から、土佐一条家研究の最先端を知ると同時に、今後の課題についても理解を深めることが可能となった。[14] また、市村高男氏による二冊の報告書、『中世土佐一条氏関係の史料収集および遺跡調査とその基礎的研究』（二〇〇二～二〇〇四（平成14～16）年度科学研究費補助金　基盤研究（C）(2) 研究成果報告書（課題番号一四五一〇三六五）二〇〇五年三月）、『海運・流通から見た土佐一条氏の学際的研究』（二〇〇五～二〇〇七（平成17～19）年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書（課題番号一七五二〇四三七）二〇〇八年三月）に関連資料がほぼ網羅され、土佐一条家研究の環境が大いに整った。

さて、本稿と直接関連する先行研究としては、石野弥栄「戦国期の公家大名土佐一条氏の性格」（『國學院高等学校紀要』第二十一輯、昭和六十三年三月、31～63頁）と、野並史佳「戦国期土佐一条氏についての一考察 ―源康政の地位と役割をめぐって―」（『中世土佐一条氏関係の史料収集および遺跡調査とその基礎的研究』13～45頁）が、土佐在国の公家衆を研究する上で必読の基本文献である。但し、永禄六年の『補略』から、これら両論文に若干、修正が必要となった。即ち、石野論文では、町家と白川家を一条家の諸大夫と位置づけており、野並論文でも基本的にその位置付けは変わらない。諸大夫は地下（じげ）身分であるが、本『補略』には町家と白川家の人として、54勧修寺町顕量、57白川兼親、79勧修寺町経富、94町顕秀、97町経光、99白川富親、100町顕古、102町冬頼が見え、彼らは皆、殿上人である。よって、町・白川の両家は地下（じげ）身分の諸大夫ではなく、雲客（殿上人）として一条家に仕えた堂上公家衆として位置付けるべきである。[15]

ところで、本『補略』には、54町顕量と57白川兼親に対し、「土州」または「土」の注記がない。[16] しかし、彼らが土佐に居住していたことは上記の先行研究から既に明らかにされているので、同様に「土州」または「土」の注記がない64町顕秀、97町経光についても、土佐在国と見て差し支えなかろう。[17]

なお、白川家は花山院の後裔で、神祇伯を世襲した伯王家の流れである。57白川兼親は神祇伯雅業王の長男であり、99白川富親は兼親の子である（『歴名土代』）。この白川家に関し、永禄六年の『補略』には注目に値する記載がある。それは、兼親・富親と共に118雅英の名が見えることである。京都では、永禄三年

（一五六〇）九月十二日、雅業王が没した後、白川家は継承者を欠き、雅業王の外孫で中院通為の二男である雅英（のちの雅朝王）が継承した。ところが、土佐では、雅業王の長男の兼親とその子富親が存命であったのである。神祇伯白川家に関する先行研究においてこの事実を指摘したものはないようである。白川家には分家があり、忠富王の子、富秀（実は唐橋在治の子）とその子、忠明は、九条家に殿上人（雲客）として仕えた（『歴名土代』）。同様に兼親も、伯王家の嫡男でありながら、土佐一条家の殿上人として白川家の別家を立てたと認識されていたのであろうか。今後あらためて検討する必要があろう。

80教行、81兼頼、101兼朝は、既に先行研究から明らかにされているように、『歴名土代』から系譜を知ることができる。教行は東小路家であり、兼頼は西小路家と推測されており、それぞれ一条房家の子と孫、兼朝は房家の子である、本『補略』には、彼らの袖書に「土州　一条殿庶子」とある。この「庶子」という表現は北畠一門にも見られるが、厳密な意味での「庶子」というよりも、「庶流」の意味で理解すべきではないかと思われる。[18]

さて、本『補略』において最も刮目されるべき記載の一つは、土州の中御門として98為叙、103経弘、104経守が挙げられていることである。土佐の中御門家については別稿で論じるが、実は、経弘については、既に江戸時代の編纂物において、その存在を伝える史料が紹介されていた。即ち、『土佐国群書類従』巻四十八「伝記部」十『土佐国紀事略編年』天正元年癸酉六月十六日条に、「一條兼定中納言ニ任ス、時ニ年三十一。町経光・白河富親・中御門経弘・飛鳥井雅量（カズ）等侍従ニ任ス（元亀四年公卿補任、古簡・歴名土代○按ルニ元亀四年ハ天正元年也。土代ニ十六ヲ二十六日ニ作ル）」とあり、町経光、白川富親、中御門経弘、飛鳥井雅量が元亀四年（一五七三。天正元年）に侍従に任じられたという記載が、「元亀四年公卿補任、古簡」なる史料と『歴名土代』に基づいたものとして掲げられているのである。本『補略』に殿上人の従五位下とある彼らの名は『歴名土代』にも見えるが、元亀四年に彼らが侍従に任じられたという記載はないので、典拠は「元亀四年公卿補任、古簡」ということになろう。しかし、経光、富親、経弘、雅量が公卿になった事実はない。当然、『公卿補任』元亀四年に彼らの名はない。しかし、「元亀四年公卿補任古簡」なる史料は、『南路志』巻三「闔国」第三「一條家」においても引用され、こちらからは、史料の原形をも、ある程度、窺い知ることができる。

白川冨親土佐

右、元亀四年公卿補任古簡に見たり。

飛鳥井侍従雅量（カズ）土佐

右、元亀四年公卿補任古簡に見たり。

これらを見ると、「元亀四年公卿補任古簡」とは『公卿補任』でなく『補略』の断簡であると推定される。おそらく、『補略』の存在を知らなかった引用者が、『公卿補任』と誤称したのであろう。

かくて、永禄六年からちょうど十年後にあたる元亀四年の『補略』の断簡が、江戸時代における土佐の国学者たちによって参照されていたことが明らかになった。おそらく、伝存していたのであろう。今後、本断簡の探索に注意を払う必要があると思われる。

2　飛騨姉小路家一門

周知のように、室町時代、飛騨の姉小路家は、古川、小嶋、向（小鷹狩）の三家に分かれていた。戦国時代、姉小路三家は衰え、飛騨の国人、三木良頼が姉小路家の家督を獲、「古川国司」姉小路嗣頼と称した（『公卿補任』永禄五年）。ここから良頼は、姉小路三家のうち古川家を簒奪して姉小路を称した、と通説的に考えられている（『岐阜県史』等）。

本『補略』には、姉小路一門として、64小嶋時親、82小嶋雅秀、91時忠（小嶋弟）と109姉小路済堯、110姉小路時基が記載されている。彼らは皆『歴名土代』にも見えるが、時忠が小嶋時親の弟であったというのは新情報となろう。済堯、時基父子は古川家の成員である（『歴名土代』従五位下）が、卒年は未詳であり、彼らが永禄六年においてもなお存命であったとは、従来、考えられてこなかったようである。本『補略』に従うと、永禄六年正月の時点において、小嶋、古川両家は断絶していなかったことになる。一方、姉小路三家のうち向（小鷹狩）家の成員は本『補略』に記されていない。ここから、三木良頼は向家の名跡を獲て、初めて姉小路を称したものと推測される。そして、古川姉小路家が絶えていない以上、「古川国司」の称は、姉小路嗣頼こと三木良頼の自称であると思われる。三木良頼とその子自綱は、それぞれ「中納言」、「宰相」と官職を詐称している[19]ので、「古川国司」についても同様であろう。古川家の極官は権中納言であるので、猟官のために詐称したものと推察される。

後世の姉小路・三木氏系図である、『続群書類従』所収「飛騨国司系図」は、小嶋家の系図に向家の系図がつなげられており、史料的価値が高いとは認め難いものであるが、そこでは良頼は、向家の貞熙の子として系線がつなげられている。本『補略』から推察されるように、良頼が向家の家督を得たのであったとすれば、少なくとも当該の部分に限っては、この系図の系線は全くの誤りではなかった、と言うことができよう。

3　伊勢北畠家とその一族

北畠家については、分家の木造家をも含め、近年、急速に研究が進展した。即ち、従来からの文献資料に基づく研究に、更に、多気遺跡・上野遺跡等の発掘調査による考古学研究の成果が加わり、北畠一門の歴史が再構成された。それらの収穫は、藤田達生編『伊勢国司北畠氏の研究』（吉川弘文館、二〇〇四年八月）に集約されている。その後も、稲本紀昭氏によって『北畠氏関係資料―記録編―』（三重県史資料叢書4）（三重県編集・発行、平成二十年八月）が編集されるなど、研究環境はますます整いつつある状況にある。

さて、永禄六年の『補略』は、北畠一族についても多くの新情報を含んでいる。そして、それらのうちには、今日に至るまで重ねられてきた優れた先行研究に対して少なからぬ影響を与えるものも存在している。

61波岡具永については、『浪岡町史』第二巻（青森県南津軽郡浪岡町、平成十六年三月）において詳細に紹介されている（執筆、遠藤巌氏）。天文二十一年（一五五二）二月二十八日、具永は従四位下に叙され、左中将に任じられた。同日、その孫、具運も従五位下に叙され、式部少輔に任じられた（『言継卿記』天文

二十一年二月廿七・廿八日、三月十二日、四月二日条、『歴名土代』）。『浪岡町史』第二巻（136頁）によると、波岡具永は、弘治年間（一五五五～一五五八）に死去したとされる。これは、波岡家の過去帖に基づいており、現在における通説と理解してよいであろう。ところが、永禄二年に「大納言源具永卿」が神社を再建した旨を記したという棟札銘が二件、知られている。[20]通説に従うと、当時既に具永は死去していたこととなるので、『浪岡町史』第二巻はこれらの棟札について、「具永の遺志を継ぎ孫具運が完成させた事業であったからであろうと解釈することになる」（137頁）と、苦しい説明をせざるを得なかった。しかし、永禄六年の『補略』から、具永は永禄六年（一五六三）正月の時点において存命であることが確認される。[21]従って、上記の棟札も、具永が行った造営活動を物語るものと考えることができる。よって、浪岡を中心とする地域の歴史は、永禄六年の『補略』によって、部分的にではあるが書換えが必要となるのではないか、と思われる。

62具忠（北畠弟）は、田丸具忠のことである。近年の研究[22]では、彼の出自は不明とされているが、本『補略』より、北畠具教または晴具の弟であったことが知られる。年代から推測すると、具教の弟であったと考えられる。『御湯殿上日記』天文二十二年九月二十三日条に「いせのたまる、ちうしやうの事、まてのこうち大納言して申。くわふんなる事なから、天ゆうくわんらくにつきて、そんめいのうちにこれ一たいの御事をと色々申まゝ、ちよつきよなるよしおほせらるゝ」とあり、田丸具忠が天祐すなわち北畠晴具の子であったことがうかがわれる。また、「外宮一祢宜度会備彦書状」（『外宮引付』所収）に「三郎」と見える人物が彼に比定されているので、彼は北畠晴具の三男となろう。

76波岡国永は、北畠一族出身の歌人として知られる小原国永のことである。歌集に『年代和歌抄』がある。彼の事績は、稲本紀昭「北畠国永『年代和歌抄』を読む」（『史窓』第65号、京都女子大学史学会、二〇〇八年二月、1～18頁）において詳細に論じられている。『年代和歌抄』から、彼が北畠国司家と親密な関係を保っていたことが知られるが、奥州の波岡家との関係は見出し難い。よって、本『補略』が国永の家名を「波岡」としているのは、浪岡具永との諱の類似による単なる誤りである可能性が高い。[23]ところで、本『補略』からは、国永に関する先行研究の所論を若干訂正することができる。それは、小原家と藤方家との関係についてであるが、83藤方教賢の箇所で言及したい。

77房成（大河内庶子）が大河内家の庶流であるという情報は注目に値する。従来、大河内家に分家があるとは知られていなかったように思われる。『歴名土代』から、天文十四年七月廿五日に従五位上に叙された「源房成」の前名が房行であることと、天文十一年二月三日に従五位下に叙された源房行（房成と改名）が「忠顕子」であることが知られる。「忠」を通字に持つ人物としては「一之瀬兵部少輔忠弘」が想起される。この忠弘は、「おそらく、北畠氏滅亡後ながら、天正十三年（一五八五）五月八日付けの無量寺宛て田丸直息判物（『無量寺文書』）にある「一之瀬殿」と同一であるとみられるが、北畠氏の一族である確証は検出しえない」とされる。[24]現時点では全くの憶測に留まるが、「一之瀬殿」が大河内の庶流である可能性をも考慮に入れた上で、「忠顕」「房成（房行）」に関する情報を再確認する必要があろう。

83藤方教賢は『歴名土代』からも確認できるが、小林秀氏は、藤方家が北畠一族である確証はないとする。[25] しかし、本『補略』から藤方教賢が殿上人であることが確認されたので、藤方家が北畠一族であった可能性は極めて高い。ところで、稲本紀昭氏は、小原国永（桂祐）と藤方桂祐（藤方入道慶由）、国永の子具就と藤方刑部少輔を、それぞれ同一人物と推定し、「いわば状況証拠に過ぎないが、仮説として提示しておきたい」と述べている（稲本紀昭「北畠国永『年代和歌抄』を読む」6～7頁）。この「仮説」は、『嬉野史』通史編（松阪市、平成二十一年十二月）第三章「中世の嬉野」第三節「室町・戦国期の嬉野」（執筆、飯田良一氏）においても採用されており、『北畠関係資料 ― 記録編 ―』250頁、永禄三年七月是月においても、『年代和歌抄』より「七月九日、長男侍従身まかり侍れは」云々と引用された「長男侍従」に対して「（藤方教賢カ）」と編者（稲本紀昭氏）によって傍注が付けられており、現在、次第に通説化しつつある状況にあると言えよう。しかし、本『補略』から、藤方教賢は永禄六年正月の時点で存命していたことが明らかになった。よって、彼は小原国永の長男「侍従」ではない。従って、小原国永・具就を藤方氏とする「仮説」については、あらためて再検討する必要があると思われる。

90国忠（北畠庶子）は、本『補略』によって初めて存在が認識されたと思われる。既述のように、『歴名土代』に見える源国成と同一人であると考えられる。

92親安（北畠庶子）は、『歴名土代』に叙位に関する記載があるが、これまでその出自は知られていなかった。彼は大永六年（一五二六）二月二十九日に叙爵されたが、その日は、前述の小原国永と、源宗雅なる者が叙爵された日でもあった。彼ら三人のうち、二人までが北畠一門であった。よって、残る源宗雅についても北畠一族である可能性を考えてみても良いであろう。「宗」字を諱に持っていた北畠一族としては、河方宗範が想起される。宗範は、『実隆公記』永正二年正月二、十、十四日条に見え、永正二年（一五〇五）正月十日、叙爵が勅許されている。年代的に見て、大永六年に叙爵された宗雅が、河方宗範の子である可能性はあると思うが、無論、あくまでも単なる憶測に過ぎない。

107政能（木造庶子）は、『歴名土代』従五位下に「伊勢北畠イ」と袖書があるが、本『補略』から、彼が木造家の庶流であることが知られる。

108越坂具成は、『歴名土代』に見える大坂具成である。通説では、『言継卿記』弘治三年三月廿五日条に見える「大坂入道（號東）」、同永禄元年八月二十七日条に見える「越坂入道東殿」に比定されているが、[26] 永禄六年の『補略』に見える越坂具成は、出家していたとは考え難いので別人であろう。入道は、具成の父である可能性が高いと思われる。

以上、これまで北畠一族とは認識されていなかった、一群の殿上人の存在が明らかになった。また、大河内家の庶流についての情報は、今後、北畠一門の在地支配構造を考察する上で重要な資料となりうる可能性を秘めていると思われる。即ち、北畠一門においては、庶家が次第に惣領家（国司家）から自立して、独自に在地領主制を展開していく過程が、永禄六年の時点においても進行中であったことを、本『補略』の記載から類推することが可能かも知れない。いずれにせよ、今後、さらなる検討が必要となる

であろう。

おわりに

本稿では、これまで歴史研究の史料としては用いられてこなかった永禄六年の『補略』から、主に、所謂「戦国公家大名（在国公家領主）」に関連する情報を取り上げ、検討を試みた。その結果、それらには、先行研究の数々に修正を迫るものが含まれていることを確認することができた。これらの新知見を踏まえた上で、今後、既知の史料についても、あらためて再確認することが必要となるであろう。

また、本稿では、元亀四年の『補略』の断簡の存在をも指摘することができた。それ以外にも、他の『補略』の断簡や佚文が、我々がそれと気づいていないだけで、実は容易に閲覧することができる所に存在している、という可能性は十分にあるのではなかろうか。

なお、本『補略』が収められている「廣橋家旧蔵記録文書典籍類」には、未だに研究に用いられていない重要な情報が数多く存在している。今後、注意を払い、さらに情報の探索に努める必要があるものと思われる。

注

*1　湯川敏治「『歴名土代』について――もう一つの公家の昇進記録――」（湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』（東京、続群書類従完成会、平成十七年八月）三六三～三九四頁。初出、湯川敏治編『歴名土代』（東京、続群書類従完成会、平成八年九月）「解題」（一部加筆））三八三～三八五頁。三八四頁には本史料第一紙の写真も掲載されている。

*2　上嶋康裕「中世後期の「補任」「系図」――その書写者と注記に注目して」（『メタプティヒアカ　Μεταπτυχιακά　名古屋大学大学院文学研究科教育研究推進室年報』Vol.5、二〇一一年三月、113～119頁）、117頁 註9。

*3　国立歴史民俗博物館蔵資料データベース。http://www.rekihaku.ac.jp/doc/t-db-index.html.

*4　斎木一馬「公卿補任」（『古記録の研究　下』斎木一馬著作集2（吉川弘文館、平成元年三月）八三～一〇五頁。初出、『日本歴史』第一九四号、昭和三十九年七月）。湯川敏治「『歴名土代』について」、上嶋康裕「中世後期の「補任」「系図」」。永禄六年の『補略』は、『歴名土代』と記載内容の上で密接な関係があり、湯川・上嶋両氏の研究では専らその点について論じられている。

*5　武部敏夫「補略について」（『新訂増補国史大系 月報』32（『新訂増補国史大系』第56巻付録）（吉川弘文館、昭和四十年十月）1～5頁。復刻、『新訂増補国史大系 月報　付 異本公卿補任』（吉川弘文館、平成十三年五月）239～243頁）。

*6　江戸時代の『補略』の一例として、廣橋家旧蔵記録文書典籍類の、寛文二年の『補略』（資料番号 H-63-400）を、インターネット上で閲覧することができる。また東京大学史料編纂所のウェブサイトでも、いくつかの『補略』の画像を見ることができる。

*7　下橋敬長『幕末の宮廷』（東洋文庫353）（平凡社、一九七九年四月）53頁によると、毎年正月二日に天皇のもとに献上された新しい『補略』は、「一年の間、御上の御座石に置かせられ」たという。なお、室町時代においても、禁裏に『御補歴』があり、廷臣の手により改訂が行われていたことが、『言継卿記』永禄六年五月十八日条に「禁裏御補歴改直、長橋局へ持参申候了」とあることから知られる。また、室町時代、地方に下向する公家が新しい『補略』を携帯したという事例がある。上掲の『言継卿記』

天文十四年二月廿九日、同三月二日、同三日条を見よ。

*8 『歴名土代』から確認できないのは、国忠（北畠庶子）と町冬頼のみである。彼らの比定については下文を参照せよ。

*9 105水無瀬親具および118雅英。両人とも童形で叙爵されており、排列順の前後が変わったのは、そのことと関係があるかと思われる。

*10 湯川敏治氏は、内題に「公卿永禄六　正」と記されているとしているが、これは内題ではなく、第6紙（第3丁裏）の「殿上人」、第14紙（第7丁表）の「地下」と同様の標記であると考えるべきであろう。

*11 但し、『公卿補任』元亀四年（天正元年）によると、参議従四位上の三条西公明（もと公光）は、永禄五年三月十日に七歳で叙爵され、同年六月十八日に侍従に任じられたとあるが、公光の名は本『補略』に見えない。これは、本史料の「殿上人」の標記の下に「童形人為知次第書加之也」とあるように、童形で叙爵された彼についての情報が『補略』筆者に伝わっていなかったためかと思われる。

*12 『言継卿記』永禄八年六月七日壬申条に、「高辻前黄門長雅卿、東坊城大内記盛長、永禄三年以來勅勘、今日御對面云々。東坊城内々衆也。今日可爲外様之由被仰出云々。根本外様之仁也。祖父和長卿内内に始而祗候也」とある。

*13 なお、藤波家、土御門家、のちの舟橋家の清原氏、吉田家は、後、堂上に列した。

*14 中脇聖「戦国期土佐一条氏研究の成果と課題」（『土佐史談』二一七号、二〇〇一年八月、20～26頁）をも一見する必要があろう。

*15 先行研究において町家が諸大夫と考えられたのは、町家の別称である町口という家名が判官の坂上氏（身分は諸大夫）にもあり、両者が混同されたことによると考えられる。

*16 「熟覧」により、紙の破損による欠損とは考え難いことを確認できた。

*17 町家については、伊予国南宇和郡の御荘氏との関係等をも含め、あらためて詳細に検討する必要があると考えられる。

*18 尤も、猶子関係を結んだことにより「庶子」と書かれた可能性もあると思われる。しかし、実態としては「庶流」であると見做して差し支えないと思われる。

*19 例えば、小林健彦「戦国大名と情報―越後上杉氏と飛騨国司姉小路（三木）氏との関係より―」（『新潟産業大学人文学部紀要』第2号、一九九五年、1～15頁）等を参照。

*20 「大納言」「卿」は詐称であるが、先述のように三木良頼（姉小路嗣頼）・自綱父子がそれぞれ中納言・宰相を自称したのと同様であると理解すべきであろう。

*21 具永が従四位下に叙されたのと同時に叙爵された具永の孫具運は、永禄五年、所謂「川原御所の変」で殺害された。その情報が京に伝わったためか、永禄六年の『補略』に具運の名は見えないが、具永は従四位下の殿上人として記載されている。よって、京に具永死去の情報が伝わらなかったと解釈するのは困難であろう。

*22 『三重県 玉城町史』上巻（三重県 玉城町史編纂委員会 編纂）（三重県度会郡玉城町、平成七年三月）第三章　中世（執筆、小林秀）等。

*23 なお、天文四年十月十九日に従五位上になった国永が、永禄六年正月の時点において同位階で最古参であることが本『補略』から知られるが、国永の次に配されている77房成が従五位上に叙されたのは、国永の叙位より十年も後の天文十四年七月二十五日である。以て、いかに国永が宮廷から遠い存在となっていたかを類推するに足ろう。

*24 小林秀「伊勢国司北畠氏の領域支配の一側面」（藤田達生編『伊勢国司北畠氏の研究』所収）二〇頁 註9。

*25 同上。

*26 小林秀「室町・戦国期における北畠氏とその一族」（『伊勢北畠氏と中世都市・多気（たげ）』（三重県美杉村、美杉村教育委員会、二〇〇一年十月）16～26頁）。

On the *Buryaku* of the year Eiroku 6 (A.D.1563)

AKASAKA, Tsuneaki

キーワード：土佐一条氏、姉小路氏、北畠氏、浪岡氏、補任
Key words ：Tosa-Ichijou-shi, Anegakouji-shi, Kitabatake-shi, Namioka-shi, Bunin